

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月14日

【四半期会計期間】 第100期第2四半期
(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石 田 建 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 増 井 敏 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 増 井 敏 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第99期 第2四半期 連結累計期間	第100期 第2四半期 連結累計期間	第99期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
営業収益	(百万円)	25,188	25,125	52,402
純営業収益	(百万円)	24,400	24,269	50,785
経常利益	(百万円)	1,744	1,631	4,806
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,342	357	4,318
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,554	755	3,480
純資産額	(百万円)	113,176	110,307	113,015
総資産額	(百万円)	695,715	672,507	664,376
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	8.38	1.30	15.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	16.2	16.3	17.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	31,155	6,079	33,400
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,475	606	3,498
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	26,409	19,351	39,452
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	53,065	47,849	61,725

回次		第99期 第2四半期 連結会計期間	第100期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり四半期純損失()	(円)	0.85	0.78

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 記載している消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

4 第99期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び子会社並びに関連会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、以下の2社が新たに連結子会社に加わったため、当社グループは、当社及び子会社19社並びに関連会社3社により構成されることとなりました。

なお、当該2社は特定子会社に該当いたします。

新規連結子会社

- ・Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited
- ・Tokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は四半期決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行わなければなりません。また、経営者は退職金、投資、法人税等に関して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる方法により見積り及び判断をしておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針が、当社グループの四半期連結財務諸表の作成において用いられる重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

退職給付費用

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率などが含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い公開会社の株式と、価格の決定が困難である非公開会社の株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。公開会社の株式については、株式の時価が、一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき下落が一時的でないと判断します。非公開会社の株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以上下落した場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。経営計画の策定にあわせ当該経営計画の期間を将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当第2四半期連結累計期間の経営成績

概要

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、5月以降、東日本大震災の被災による落ち込みからサプライチェーン(供給網)の早期復旧等で徐々に持ち直しましたが、その後、新興国の金融引き締め、原油価格の高騰、米国のQE2(量的緩和第2弾)の終了に加え、欧州における信用不安の高まりと円高の進行により、景気減速懸念が強まりました。ただ、日本企業が円高の影響回避に向けて海外生産へのシフト等を進めたほか、東日本大震災後の復興需要や、自粛ムードの反動から高額品や省エネ商品を中心に個人消費が堅調に推移したため、懸念されたほど景気は減速しませんでした。

こうしたなか株式流通市場は下落しました。日経平均株価は4月に9,700円台で始まった後、サプライチェーンの復旧や米国株高を背景に7月8日には一時10,200円台まで上昇しました。しかし、7月以降はQE2の終了、ギリシャ危機による金融不安の高まりと円高の進行による景気減速懸念から大幅に下落し、9月26日には一時8,300円台まで下落した後、8,700円で9月末を迎えました。投資家動向では、8月から外国人が売り越しに転じた反面、年金とみられる信託銀行は買い越しました。4～9月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は1兆3,465億円と、前年同期の1兆4,401億円を下回りました。

一方、債券流通市場の利回りは低下(価格は上昇)しました。長期金利の指標である10年物国債利回りは4月に1.2%台で始まり、震災復興に伴う国債増発や原油価格高騰による物価反転を見越して一時1.3%台に上昇する場面もありましたが、その後はほぼ一本調子で低下しました。株式相場の軟調、ギリシャ危機による安全資産(国債)志向と円高の進行、緊縮財政による欧米景気の減速懸念が低下要因となりました。結局、10年物国債利回りは9月22日に一時0.965%をつけた後、1.020%で9月末を迎えました。

このような環境のなかで、アライアンス戦略(戦略的提携)を推進した結果、当社グループの中核である東海東京証券株式会社(以下、「東海東京証券」という。)は9月15日より、株式会社中京銀行(以下、「中京銀行」という。)が行う金融商品仲介業務を同行とともに協働して展開しております。東海東京証券の提供する外国債券、仕組債等の商品を中京銀行が取り扱うことにより、中部地区のお客様の幅広い資産運用のニーズに一層きめ細かくお応えしてまいります。

また、東海東京証券は、東日本大震災の復興支援の一環として、お客様のご購入金額の1%相当を同社の負担により寄附することとしていた投資信託「明日の日本(ジャパンエクイティファンド)」を6月より販売し、1億13百万円を9月に日本赤十字社へ寄附いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は前年同期比0.2%減少し251億25百万円、純営業収益は前年同期比0.5%減少し242億69百万円、販売費及び一般管理費は前年同期比0.4%増加し234億90百万円となり、営業利益は前年同期比21.7%減少し7億78百万円、経常利益は前年同期比6.5%減少し16億31百万円、四半期純利益は前年同期比84.7%減少し3億57百万円となりました。

受入手数料

連結累計期間	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	委託手数料	3,354	15	34	0	3,405
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	20	102			123
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	3	2	6,013		6,019
	その他の受入手数料	56	14	2,184	642	2,898
	合計	3,436	135	8,233	642	12,447
当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	委託手数料	2,889	8	25		2,924
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	55	94			149
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	3	5,456		5,460
	その他の受入手数料	35	8	2,378	664	3,087
	合計	2,980	115	7,860	664	11,621

当第2四半期連結累計期間の委託手数料は、前年同期比14.1%減少し29億24百万円となりました。このうち株式委託手数料は、東海東京証券の個人投資家の委託売買代金が低調に推移したことから、前年同期比13.9%減少し28億89百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料のうち株券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、新規公開・公募がともに低調であったことから55百万円(前年同期比では164.5%増加)にとどまりました。また、債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料も前年同期比8.1%減少し94百万円と低調な水準でありました。

受益証券に係る募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、前年同期比9.3%減少し54億56百万円となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では前年同期比9.3%減少となる54億60百万円となりました。

一方、その他の受入手数料のうち受益証券の代行手数料は、前年同期比8.9%増加となる23億78百万円となり、保険の取扱手数料2億54百万円(前年同期比0.8%減少)等を加えたその他の受入手数料全体では前年同期比6.5%増加し30億87百万円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の受入手数料は前年同期比6.6%減少し116億21百万円となりました。

トレーディング損益

連結累計期間	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	2,412	637	3,050	4,518	453	4,064
債券・為替等トレーディング損益	6,387	1,717	8,104	5,776	2,000	7,777
合計	8,800	2,354	11,154	10,294	1,547	11,842

当第2四半期連結累計期間のトレーディング損益は、欧米株式を中心に外国株式の売買が好調であったことから、株券等トレーディング損益は前年同期比33.3%増加し40億64百万円の利益を計上いたしました。

一方、外貨建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等トレーディング損益は、前年同期比4.0%減少し77億77百万円の利益を計上いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間のトレーディング損益は、前年同期比6.2%増加し118億42百万円の利益となりました。

販売費及び一般管理費

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、事務費がマルチサポートサービス導入によるランニングコストの増加などから前年同期比7.6%増加し26億32百万円に、減価償却費も同様の理由で前年同期比9.9%増加し14億17百万円となりました。また、人件費については、確定拠出年金への拠出額が増加し福利厚生費が増加したことなどから、前年同期比0.3%増加し113億27百万円となりました。

一方、取引関係費は広告宣伝費や通信・運送費を抑制したことから、前年同期比3.2%減少し42億28百万円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は前年同期比0.4%増加し234億90百万円となりました。

特別損益

当第2四半期連結累計期間は、主な特別損失として当社及び連結子会社が保有している投資有価証券に係る有価証券評価減12億6百万円を計上しております。

(3) 財政状態

当第2四半期連結会計期間の総資産は前連結会計年度末比81億31百万円増加し6,725億7百万円となりました。主な増減は、流動資産のうちトレーディング商品(資産)が前連結会計年度末比931億44百万円増加し2,699億68百万円となった一方、現金及び預金が前連結会計年度末比140億円12百万円減少し482億30百万円に、有価証券担保貸付金が前連結会計年度末比556億38百万円減少し2,584億32百万円となりました。

また、負債合計は前連結会計年度末比108億39百万円増加し5,622億円となりました。主な増減は、流動負債のうち有価証券担保借入金が前連結会計年度末比214億49百万円増加し1,936億20百万円に、約定見返勘定(負債)が前連結会計年度末比254億58百万円増加し254億58百万円となった一方、短期借入金が前連結会計年度末比153億57百万円減少し1,714億76百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末比27億7百万円減少し1,103億7百万円となりました。これは主に、自己株式10,165千株の取得などにより自己株式が23億83百万円増加(純資産額の減少)し、配当金の支払いなどにより利益剰余金が7億49百万円減少したことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況等

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、60億79百万円のキャッシュの収入(前年同期は311億55百万円の支出)となりました。これは主に、前連結会計年度末に比べ有価証券担保貸付金が減少し604億5百万円、有価証券担保借入金が増加し166億83百万円のそれぞれ収入となる一方、トレーディング商品(資産)が増加し931億44百万円、トレーディング商品(負債)が減少し89億4百万円のそれぞれ支出となったほか、約定見返勘定(負債)の増加による254億58百万円の収入、信用取引資産の減少による46億30百万円の収入、預り金の減少による82億31百万円の支出等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、6億6百万円のキャッシュの支出(前年同期は14億75百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2億50百万円、無形固定資産の取得による支出1億79百万円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、193億51百万円のキャッシュの支出(前年同期は264億9百万円の収入)となりました。これは主に、短期借入金の純額の減少による153億56百万円の支出のほか、自己株式の取得による支出23億82百万円、配当金の支払額11億6百万円によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末の残高は、前連結会計年度末より138億76百万円減少し478億49百万円(前年同期は530億65百万円)となりました。

資金需要

当社グループの運転資金の主なものは、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関係費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

東日本大震災による電力不足に伴い、東京電力、東北電力、関西電力管内においては、大規模な節電対応が求められました。当社グループにおきましても電力需要が多い7月から9月の電力消費量を前年比15%削減する目標を掲げ(関西電力管内では10%削減目標)、真摯に取り組んだ結果、この目標を達成いたしました。

引き続き節電に取り組むことにより、電力消費の抑制に努めてまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下のとおりです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループ(当社及び子会社19社にて構成される。以下、～において同じ。)の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値については株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

取締役会は、取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付行為(～において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりにくく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成21年度より、厳しい経済・競争環境下でも勝ち残れる、証券会社を中核とする金融サービスグループへの更なる進化を目指して「経営3ヵ年計画～TT Revolution～」を策定し、実行しております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入する等、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べている等、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」という。）は、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)乃至(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また、当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、取締役会からの諮問事項について審議・決議して、取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を取締役に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、等により、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆる「デッドハンド型買収防衛策」ではありません。

また、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆる「スローハンド型買収防衛策」でもありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	平成23年9月26日
新株予約権の数(個)	1,048(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,048,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり249(注)2
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日～平成28年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 302 資本組入額 151(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、自己都合による退職には契約更新の条件が折り合わず契約期間満了になる退職を含む。)

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は

- 本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
 - その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		280,582		36,000		9,000

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川 2 27 2	21,492	7.66
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 8 11	18,519	6.60
トヨタファイナンシャルサービス 株式会社	愛知県名古屋市区西区牛島町 6 1	14,280	5.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2 7 1	12,016	4.28
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 11 3	8,664	3.09
株式会社横浜銀行 (常任代 理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3 1 1 (東京都中央区晴海 1 8 12)	7,014	2.50
ジェービー モルガン チェース バンク385166 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC 2 Y 5 AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島 4 - 16 - 13)	4,992	1.78
中央三井信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都港区芝 3 33 1 (東京都中 央区晴海 1 8 11)	4,800	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内 2 1 1 (東京 都中央区晴海 1 8 12)	4,406	1.57
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・トヨタ 自動車株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海 1 8 11	3,461	1.23
計		99,646	35.51

(注) 1 上記のほか、平成23年9月30日現在で当社所有の自己株式14,127千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.04%)があります。

2 シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成23年6月17日付(報告義務発生日平成23年6月15日)で関東財務局長に提出されておりますが、当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シュロージャー証券投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内 1 8 3	7,600	2.71
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グレシャム・ストリート31	8,776	3.13
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グレシャム・ストリート31	3,454	1.23

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,127,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 264,721,000	264,721	単元株式数1,000株
単元未満株式	普通株式 1,734,115		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		264,721	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式391株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 6 2	14,127,000		14,127,000	5.03
計		14,127,000		14,127,000	5.03

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が、1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	62,243	48,230
預託金	19,094	18,994
顧客分別金信託	17,704	17,604
その他の預託金	1,389	1,389
トレーディング商品	176,823	269,968
商品有価証券等	172,240	257,876
デリバティブ取引	4,583	12,091
約定見返勘定	1,748	-
信用取引資産	30,017	25,386
信用取引貸付金	18,803	17,997
信用取引借証券担保金	11,213	7,388
有価証券担保貸付金	314,071	258,432
借入有価証券担保金	234,167	153,409
現先取引貸付金	79,904	105,023
立替金	246	238
募集等払込金	316	262
短期差入保証金	13,079	7,312
短期貸付金	135	40
有価証券	100	101
未収収益	1,779	1,728
繰延税金資産	1,644	1,428
その他	2,490	1,499
貸倒引当金	36	20
流動資産合計	623,754	633,603
固定資産		
有形固定資産	9,323	9,092
無形固定資産	5,126	4,203
投資その他の資産	26,170	25,609
投資有価証券	15,898	15,199
長期差入保証金	2,479	2,460
繰延税金資産	1,275	1,537
その他	7,707	7,601
貸倒引当金	1,190	1,191
固定資産合計	40,621	38,904
資産合計	664,376	672,507

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	123,646	114,741
商品有価証券等	121,188	105,881
デリバティブ取引	2,457	8,859
約定見返勘定	-	25,458
信用取引負債	9,284	9,972
信用取引借入金	7,525	8,941
信用取引貸証券受入金	1,759	1,031
有価証券担保借入金	172,171	193,620
有価証券貸借取引受入金	59,501	180,009
現先取引借入金	112,669	13,611
預り金	24,522	16,286
受入保証金	6,633	4,250
短期借入金	186,833	171,476
短期社債	9,000	8,000
1年内償還予定の社債	7,694	8,244
未払法人税等	272	244
賞与引当金	1,814	1,527
役員賞与引当金	25	-
その他	3,477	2,526
流動負債合計	545,376	556,351
固定負債		
長期借入金	2,940	2,885
退職給付引当金	1,805	1,907
役員退職慰労引当金	107	91
負ののれん	264	188
その他	697	610
固定負債合計	5,814	5,682
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	170	165
特別法上の準備金合計	170	165
負債合計	551,360	562,200

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,155	33,154
利益剰余金	46,805	46,055
自己株式	1,416	3,799
株主資本合計	114,543	111,410
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,088	705
為替換算調整勘定	797	791
その他の包括利益累計額合計	1,885	1,497
新株予約権	59	88
少数株主持分	297	306
純資産合計	113,015	110,307
負債純資産合計	664,376	672,507

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業収益		
受入手数料	12,447	11,621
委託手数料	3,405	2,924
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	123	149
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	6,019	5,460
その他の受入手数料	2,898	3,087
トレーディング損益	11,154	11,842
金融収益	1,586	1,662
営業収益計	25,188	25,125
金融費用	788	856
純営業収益	24,400	24,269
販売費及び一般管理費		
取引関係費	4,366	4,228
人件費	11,293	11,327
不動産関係費	3,068	2,959
事務費	2,447	2,632
減価償却費	1,290	1,417
租税公課	296	246
貸倒引当金繰入れ	-	2
その他	644	674
販売費及び一般管理費合計	23,406	23,490
営業利益	993	778
営業外収益		
受取配当金	129	135
受取家賃	471	468
負ののれん償却額	87	75
持分法による投資利益	137	168
その他	95	161
営業外収益合計	920	1,008
営業外費用		
不動産賃貸原価	129	134
その他	40	21
営業外費用合計	169	155
経常利益	1,744	1,631

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	0	-
投資有価証券売却益	19	53
金融商品取引責任準備金戻入	138	5
貸倒引当金戻入額	8	-
持分変動利益	646	-
特別利益合計	813	58
特別損失		
有価証券評価減	1 250	1 1,206
投資有価証券売却損	2	29
固定資産売却損	22	-
固定資産除却損	238	10
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	18	-
貸倒引当金繰入額	2 630	-
特別損失合計	1,162	1,246
税金等調整前四半期純利益	1,395	442
法人税、住民税及び事業税	212	125
法人税等調整額	1,166	45
法人税等合計	954	79
少数株主損益調整前四半期純利益	2,350	363
少数株主利益	7	5
四半期純利益	2,342	357

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,350	363
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	714	386
為替換算調整勘定	81	5
その他の包括利益合計	796	392
四半期包括利益	1,554	755
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,547	745
少数株主に係る四半期包括利益	6	10

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,395	442
減価償却費	1,290	1,417
負ののれん償却額	87	75
持分法による投資損益(は益)	137	168
退職給付引当金の増減額(は減少)	160	102
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	6	16
貸倒引当金の増減額(は減少)	622	15
受取利息及び受取配当金	1,716	1,798
支払利息	788	856
有価証券評価損益(は益)	250	1,206
投資有価証券売却損益(は益)	17	23
持分変動損益(は益)	646	-
固定資産売却損益(は益)	22	-
固定資産除却損	238	10
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	18	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	5,220	99
募集等払込金の増減額(は増加)	70	53
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	12,939	93,144
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	7,609	8,904
信用取引資産の増減額(は増加)	1,174	4,630
信用取引負債の増減額(は減少)	1,770	688
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	43,142	60,405
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	27,717	16,683
預り金の増減額(は減少)	2,877	8,231
受入保証金の増減額(は減少)	293	2,383
その他の資産の増減額(は増加)	15,210	8,849
その他の負債の増減額(は減少)	7,803	24,857
小計	26,521	5,542
利息及び配当金の受取額	1,673	1,588
利息の支払額	764	863
法人税等の支払額	5,543	187
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,155	6,079

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	361	250
有形固定資産の売却による収入	12	0
無形固定資産の取得による支出	349	179
投資有価証券の取得による支出	1,827	51
投資有価証券の売却による収入	109	82
差入保証金の差入による支出	158	24
差入保証金の回収による収入	1,057	39
その他	43	222
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,475	606
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	23,034	15,356
長期借入金の返済による支出	55	55
短期社債の発行による収入	28,600	15,000
短期社債の償還による支出	30,200	16,000
社債の発行による収入	5,100	8,287
社債の償還による支出	100	7,736
自己株式の取得による支出	-	2,382
自己株式の純増減額（は増加）	2	1
配当金の支払額	2,516	1,106
少数株主からの払込みによる収入	2,550	-
少数株主への配当金の支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,409	19,351
現金及び現金同等物に係る換算差額	101	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,323	13,876
現金及び現金同等物の期首残高	62,521	61,725
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,132	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 53,065	1 47,849

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第2四半期連結会計期間より、新たに出資したTokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited及びTokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limitedを連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
2 連結納税制度の適用 第1四半期連結会計期間より、当社及び国内の完全子会社6社は、当社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
保証債務等 連結子会社従業員(4名)の金融機関借入金に対する債務保証 5百万円	保証債務等 連結子会社従業員(3名)の金融機関借入金に対する債務保証 3百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 特別損失の有価証券評価減250百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。	1 特別損失の有価証券評価減1,206百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。
2 当社子会社である東海東京証券株式会社の元社員によるお客様の資金を不正に出金する等の不正行為に関し、同社においてお客様損害額への弁済債務及び不正行為を行った元社員への債権が発生しております。この債権の金額について貸倒引当金を計上したものであります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 53,582百万円 預入期間が3ヶ月を超える 517 定期預金 現金及び現金同等物 53,065	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 48,230百万円 預入期間が3ヶ月を超える 380 定期預金 現金及び現金同等物 47,849
2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損250百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。	2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損1,206百万円は、投資有価証券に係る評価減であります。

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,516	9.00 (うち特別配当 3.00)	平成22年3月31日	平成22年6月30日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,118	4.00	平成22年9月30日	平成22年12月1日

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,106	4.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,065	4.00	平成23年9月30日	平成23年12月1日

3 株主資本の金額に関する著しい変動に関する事項

自己株式の取得

当社は、平成23年6月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得(取得株式の総数 普通株式15,000,000株、取得価額の総額3,000百万円)を決議し、当第2四半期連結累計期間において自己株式10,165,000株(取得価額2,382百万円)を取得しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載して
 おりません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載して
 おりません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成23年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(負債)			

(注) なお、約定見返勘定は資産側に計上しております。

当第2四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前
 連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(負債)	25,458	25,458	

(注) 金融商品の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変
 動がありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成23年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	通貨オプション取引			
	売建	34,210	1,776	243
	買建	21,410	687	186
株式	株価指数オプション取引			
	売建	35,561	57	78
	買建	2,200	0	25

当第2四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	通貨オプション取引			
	売建	56,979	2,588	555
	買建	27,444	1,384	492
株式	株価指数オプション取引			
	売建	231,388	6,115	1,098
	買建	179,643	5,781	1,139

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益	8円38銭	1円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,342	357
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,342	357
普通株式の期中平均株式数(千株)	279,650	273,971

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第100期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当について、平成23年10月28日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額 1,065百万円

1株当たり中間配当金 4円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	川		薫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。